

評価倍率表 (ゴルフ場用地等用)

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 (ゴルフ場の用に供されている土地の評価) の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の 1 平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです (同 83-2 (遊園地等の用に供されている土地の評価) のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。)

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ \text{1平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left(\begin{array}{l} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
- ② ホール数が 9～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの
- また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	ゴ ル フ 場 用 地 等 の 名 称	固定資産税評価額 に乗ずる倍率
	「 該 当 な し 」	倍

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

平成 29 年分 (大阪府)

2 上記 1 以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同 83-2 のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\text{そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額} \times \text{次表に掲げる倍率}$$

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
- ② ホール数が 9～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの
また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	適 用 地 域 等		固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍	
い	池田市	ゴルフ場用地	1.2	
	和泉市	ゴルフ場用地	1.1	
	泉佐野市	ゴルフ場用地	1.4	
	茨木市	ゴルフ場用地	あいがわゴルフコース	0.8
			茨木国際ゴルフ倶楽部	0.7
			上記以外	1.0
か	交野市	ゴルフ場用地	1.1	
	河内長野市	ゴルフ場用地	0.6	
		遊園地用地	1.1	
き	岸和田市	ゴルフ場用地	1.4	
く	熊取町	ゴルフ場用地	2.6	
さ	堺市南区	天野山カントリークラブ	0.6	
		泉ヶ丘カントリークラブ	1.1	
		堺カントリークラブ	0.8	

平成 29 年分
(大阪府)

音 順	適 用 地 域 等		固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率
し	四條畷市	ゴルフ場用地	1.8
	島本町	ゴルフ場用地	0.9
せ	泉南市	ゴルフ場用地	1.0
た	太子町	ゴルフ場用地	0.8
	高槻市	ゴルフ場用地	1.3
	大東市	ゴルフ場用地	1.4
ち	千早赤阪村	ゴルフ場用地	0.8
と	富田林市	ゴルフ場用地	0.7
の	能勢町	ゴルフ場用地	1.2
ひ	枚方市	ゴルフ場用地	1.0
み	岬町	ゴルフ場用地	1.6